

# 税務トレンダード

四季報

第44回

何が変わった?  
令和2年分年末調整

年末調整の時期です。令和2年分では、所得税の改正に伴い、提出する申告書が増えるなど、これまでと一部異なります。昨年から何が変わったのか、概要をまとめました。

1. 給与所得控除の改正  
平成30年度税制改正により、給与所得控除額が改正され、原則一律10万円引き下げた上で、給与所得控除額の上限が圧縮されて195万円となりました。

2. 所得金額調整控除の新設  
給与所得控除額の上限が195万円となつたことを受け、給与所得控除額が10万円を超えて減少することとなる年収850万円を超えるサラリーマンについて、以下のいずれかの

3. 基礎控除の改正【表1】  
平成30年度税制改正により、基礎控除額が改正され、原則一律10万円引き上げた上で、合計所得金額に応じた控除額の制限が設けられました。  
なお、年末調整時に「基礎控除」を適用するためには、「給与所得者基礎控除申告書」を提出しなければなりません。

4. 申告書の新様式  
「所得金額調整控除申告書」や「給与所得者の基礎控除申告書」は、国税庁が作成した様式では、「給与所得者の基礎控除申

は、「所得金額調整控除申告書」を提出しなければなりません。

要件に該当する場合には、改正前より10万円程度の減少で抑えられるよう調整する「所得金額調整控除」が新設されました。  
①本人・同一生計配偶者・扶養親族のいずれかが特別障害者に該当。  
②年齢23歳未満の扶養親族を有する。

なお、年末調整時に「所得金額調整控除」を適用するためには、「所得金額調整控除申告書」と兼用する「所得金額調整控除申告書」として、「給与所得者の配偶者控除等申告書」と兼用する形で一枚にまとめられています。  
正【表2】  
基礎控除の改正に伴い、扶養親族等の合計所得金額要件も一律10万円引き上げられました。ここでは、年末調整時に影響する主な区分を取り上げてご紹介します。

【表1】基礎控除の改正

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	-

【表2】扶養親族等の取得要件の改正

扶養親族等の区分	合計所得金額要件
同一生計配偶者	48万円以下
扶養親族	48万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48万円超133万円以下
勤労学生	75万円以下

6.ひとり親控除・寡婦(寡夫)控除の改正  
未婚のひとり親に配慮した「ひとり親控除」が令和2年年度税制改正で新設されました。ひとり親の主な要件は、次のとおり。  
現に未婚又は配偶者が生死不明など一定の人のうち、次の要件すべてを満たしている人。  
①生計を一にする子を有する②本人の合計所得金額500万円以下  
③事実婚と認められる相手がない  
また、これに伴い寡婦(寡夫)控除は、ひとり親に該当しない寡婦に係る寡婦控除として一部要件が見直された上、改組されています。なお、「特別の寡婦」は廃止されました。

7.源泉徴収簿の様式改正  
これまでご案内した改正に伴い、源泉徴収簿の様式も改正されています。今年は大幅に変更されますので、気をつけてください。

(税理士 光廣 昌史)

Office  
Mitsuhiro

株式会社オフィスマツヒロ  
光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町6番20号  
TEL 082-294-5000 FAX 082-294-5007  
URL <http://www.office-m.co.jp/>

## あなたの経営羅針盤

「オフィスマツヒロ」は、税務ほか経営のあらゆる局面をサポート。お客様の夢を実現するために、真のパートナーシップをめざします。

税務会計業務／コンサルティング業務

ファイナンシャル業務／事業承継対策業務